

事業主の
皆様へ

チャレンジ体験就労 補助金のご案内

従業員を募集中の皆様
に
県からのお知らせです！



チャレンジ体験就労補助金とは

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、解雇・雇止め・内定取り消しをされた離職者等を対象に、採用選考過程で体験就労（有給）を行う事業主の方へ長崎県が補助金を交付します。
- 採用選考の過程で実際に就労させ、労働者の適性や業務遂行能力を確認していただくことで、事業主と労働者のミスマッチを防ぐことを目的としています。



<こんな場合にご活用いただけます>

- 履歴書と面接だけでは本人の適性がよく分からない。
- 未経験者の採用に不安がある。
- 長く働ける人を採用したい。

補助金の交付額

対象者1人あたり

日額16,000円（最大24万円）

- 1事業主当たり、最大15日間の日数を付与（日数の範囲内で事業計画を策定可能です）。
- 体験就労者の賃金、保険料、指導者の賃金相当額等として、1人当たり日額16千円を補助（1事業主当たり上限24万円）

【申請手続】①採用選考開始前に、事業計画書を添付した補助金交付申請書を提出いただき、交付決定を受ける必要があります。
②労働局（ハローワーク）が行う各種雇入れ又は人材育成にかかる助成金との併給は出来ません。
※労働局の各種助成金についての詳細は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

【補助対象事業主の主な要件】①県内の中小企業者（性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主は除く）、②体験就労の実施後に適法な賃金（手当等を含む）の支払いを完了していること、③過去1年間に事業主都合による従業員の解雇又は雇止め、新規採用者の内定取消をしていないこと、④対象者について、国又は地方公共団体からの助成金等を受給していないこと、⑤過去3年以内に不正受給をしていないこと、⑥暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、⑦県税の滞納など県に対する債務不履行がない者

補助金についての詳細は、

長崎県公式ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>

チャレンジ体験就労補助金

検索

QR

お問合せ：長崎県雇用労働政策課 TEL095-895-2711

求職者の
皆様へ

チャレンジ体験就労 事業のご案内

「**チャレンジ体験就労事業**」の
求人情報を**要チェック！！**
お申し込みは事業主まで。



チャレンジ体験就労事業とは

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、解雇・雇止め・内定取り消しをされた離職者等を対象に、事業主が採用選考過程で体験就労（有給）を行う事業を実施しています。
- 採用選考の過程で、求職者に仕事への適性や職場環境などを事前に確認していただくことで、事業主と労働者のミスマッチを防ぐことを目的としています。

<こんな場合にご活用いただけます>

- 新しい仕事にチャレンジしてみたい。
- 未経験業務への不安がある。
- 新型コロナウイルス感染対策など、職場環境を見たい。

復職



<ご注意！>

- ①雇用保険の受給資格が決定した日から通算して7日間の待期期間中の方は体験就労を行うことができません。
- ②雇用保険（基本手当）受給中の方が体験就労を行った場合、仕事をした日は雇用保険（基本手当）支給対象とならなかったり、収入額により減額される場合がありますので、必ずお住いの地域のハローワークへお問い合わせください。
- ③雇用保険の受給資格に係る離職理由により給付制限（基本手当が支給されない期間）がある方が、求職申込みをしてから待機期間満了後1ヶ月の期間内に体験就労を経て再就職した場合は、再就職手当の支給を受けられません。

※雇用保険制度についての詳細は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

【対象労働者の主な要件】①県内居住者、②令和2年4月1日以降に解雇・雇止め・内定取り消しされた者、③体験就労開始日の前日から過去1年間に当該事業主に雇用されたことがない者、④当該事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）ではない者。

補助事業についての詳細は、

長崎県公式ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>

チャレンジ体験就労補助金

検索

QR

お問合せ：長崎県雇用労働政策課 TEL095-895-2711